

4 県税等決算額とその基準財政収入額との比較

(単位 千円)

区 分	平成25年度 県税収入決算額 (現年課税分) (A)	平成25年度 基準財政収入額 (B)	(B) × 100/75 { 個人県民税所得割 譲与税を除く } (C)	比較(A) - (C)
県 民 税	500,719,855	(418,950,880)	(486,981,713)	(13,738,142)
{ 個 人 均等割及び 所得割 配当割 株式等譲渡 所得割 法 人 利子割	452,505,576	410,524,860	479,348,622	21,371,233
	420,954,227	(383,308,268)	(439,645,913)	(12,859,663)
		376,963,317	434,599,898	17,905,678
		374,383,186	431,159,723	10,205,496
		(7,511,209)	(7,164,396)	(4,275,581)
	11,439,977	2,178,819	2,905,092	8,534,885
	20,111,372	(1,413,873)	(1,321,794)	(18,789,578)
	401,312	535,083	19,576,289	
法 人	42,312,132	32,247,877	42,997,169	685,037
利子割	5,902,147	(3,394,735)	(4,338,631)	(1,563,516)
		1,313,666	1,751,555	4,150,592
事 業 税	172,954,039	126,077,962	168,103,950	4,850,089
{ 個 人 法 人	17,525,908	12,817,787	17,090,383	435,525
	155,428,131	113,260,175	151,013,567	4,414,564
地 方 消 費 税	171,169,736	(144,245,121)	(171,817,711)	(647,975)
		64,981,456	86,641,942	84,527,794
不 動 産 取 得 税	24,655,611	21,599,632	28,799,509	4,143,898
県 た ば こ 税	10,907,692	8,020,604	10,694,139	213,553
ゴ ル フ 場 利 用 税	1,630,503	(1,198,615)	(1,606,958)	(23,545)
		347,671	463,561	1,166,942
自 動 車 取 得 税	12,487,464	(4,981,920)	(12,662,205)	(174,741)
		1,743,858	2,325,144	10,162,320
軽 油 引 取 税	38,063,949	(27,564,057)	(36,160,732)	(1,903,217)
		16,087,451	21,449,935	16,614,014
自 動 車 税	94,818,588	71,020,810	94,694,413	124,175
鉱 区 税	7	6	8	1
固 定 資 産 税	25,341	-	-	25,341
小 計	1,027,432,794	(823,659,607)	(1,011,521,338)	(15,911,456)
		720,404,310	892,521,223	134,911,571
地 方 法 人 特 別 譲 与 税	124,467,552	85,411,140	113,881,520	10,586,032
地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,002,794	1,982,473	1,982,473	20,321
石 油 ガ ス 譲 与 税	103,125	106,892	106,892	3,767
地 方 道 路 譲 与 税	-	-	-	-
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,587,225	1,580,876	1,580,876	6,349
小 計	128,160,696	89,081,381	117,551,761	10,608,935
合 計	1,155,593,490	(912,740,988)	(1,129,073,099)	(26,520,391)
		809,485,691	1,010,072,984	145,520,506

- 備考1 県税収入決算額及び基準財政収入額については、狩猟税を含んでいない。
- 2 県税収入決算額のうち個人県民税、法人県民税及び法人事業税については、標準税率相当額分である。
- 3 県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県民税利子割、地方消費税、ゴルフ場利用税、自動車取得税及び軽油引取税の基準財政収入額については、市町村への交付金分が除かれているが、決算額との対比を行うため、本表においては控除前のものを()書きで記載した。
- 4 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、地方道路譲与税及び交通安全対策特別交付金の(C)欄は、(B)欄の額を記載した。
- 5 軽油引取税については、旧法による税を含んでいる。